

第7 完成検査の申請

法第11条第5項関係	・完成検査
政令第8条	・完成検査の手続き
規則第6条	・完成検査の申請書の様式
規則第9条	・申請書等の提出部数

1 完成検査申請の方法

完成検査申請は、次に掲げる方法によること。

- (1) 完成検査は、一の製造所等ごとに申請すること。
- (2) 完成検査前に変更許可を受けた製造所等の完成検査は、1件として申請すること。
- (3) 完成検査申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とすること。

2 法第11条第5項に規定する完成検査は、製造所等が許可どおり設置されているかどうかを確認するためのものである。(S43. 10. 14 消防予第224号質疑)

3 完成した当該製造所等が許可と異なる内容のものである場合は、法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合していても不合格とする。なお、この場合は、実情に応じ、設置又は変更の許可申請が必要となる。(S43. 10. 14 消防予第224号質疑)

4 許可申請後であって、当該申請に係る許可前に、申請内容を変更する場合について、申請内容の訂正として取扱い、手数料を重ねて徴収することはしないものとする。ただし、申請内容の修正により申請に係る危険物の貯蔵又は最大取扱量に変更が生じ、手数料に変動を及ぼすものにあっては、次のとおり扱うものとする。

- (1) 申請の変更により、許可手数料が増加することになる場合は、増加後の数量に係る手数料との差額を新たに徴収する。
- (2) 申請の変更により、許可手数料が減少することになる場合は、すでにこれに関する審査手続き等の役務の提供が開始されたものであることから、減少後の数量に係る手数料との差額は返還しないものとする。

5 設置許可後であって完成検査前において変更が生じ、追加で変更許可申請（以下「追加申請」という。）をした製造所等の完成検査は一の完成検査として取り扱う。この場合において、設置許可後に追加申請をしたときの完成検査は、当該追加の変更許可後の製造所等の危険物の最大数量を基準として、設置完成検査手数料を徴収するものとする。(S39. 3. 2 自消丙予発第15号通知、S48. 8. 2 消防予第122号質疑)

6 完成検査時に提出する書類

製造所等の完成検査当日には、次に掲げる書類のうち該当するものを提出すること。◆

- (1) 政令第8条の2第4項第1号の規定により、水圧試験を要しないものとされた場合は、高圧ガス保安法又は労働安全衛生法による検査又は検定に合格したものについて交付される検査合格証、容器明細書又は容器検査証等の写し
- (2) 政令第8条の2第4項第2号の規定により、溶接部検査を要しないものとされた場合は、保安検査に係る保安検査済証の写し（完成検査と保安検査終了日が同一日であるときは適用しない。）
- (3) 政令第8条の2第4項第3号の規定により、水圧試験を要しないものとされた場合は、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規定に定める基準に適合している旨の規則（規則第6条の2の9）で定める表示（国際海上危険物規程（IMDGコード）に従い必要な事項が記載されたもの）の写し
- (4) 許可に係る市町村長等以外の他の行政機関で交付されたタンク検査済証（正）の写し（政令第8条

の2の2の規定により、許可行政庁以外の行政機関で完成検査前検査を受けた場合)

(5) 中間検査を必要とする工事を行う製造所等にあっては次の書類(認定事業所及び中間検査特例承認事業所に限る。)

ア 配管に係る中間検査結果書

イ 地下埋設配管に係る中間検査結果書

ウ 地下貯蔵タンクに係る中間検査結果書

エ 屋外・屋内に設置する危険物タンクに係る中間検査結果書

オ 少量液体危険物タンクに係る中間検査結果書

(6) 避雷設備等で接地極の設置又は変更工事を行う製造所等にあっては、避雷設備の接地極施工書・接地抵抗値測定結果書(結果書を提出した場合は、検査時の確認を省略することができる。)

(7) 電気防食の設置又は変更工事を行う製造所等にあっては、電気防食の防食電位測定結果書(結果書を提出した場合は、検査時の確認を省略することができる。)

(8) 屋外貯蔵タンク及び屋外20号タンクを有する製造所等の設置又は変更工事を行う場合にあっては次の書類(容量500kL未満のタンクを除く。)

ア 磁粉探傷試験結果書

イ 浸透探傷試験結果書

ウ 放射線透過試験結果書

エ 漏れ試験結果書

オ 不等沈下測定結果書(容量500kL未満であっても指定数量200倍以上のタンクは必要)

カ 板厚測定結果書

キ 底部の形状測定結果書

(9) 移送取扱所における配管設置又は変更工事にあっては、移送配管非破壊試験結果書

(10) 消防用設備等の設置又は変更工事を行う製造所等にあっては、当該設備の試験結果報告書(消防設備のうち第4種及び第5種を除く。)

(11) その他必要と認める書類

7 完成検査時における工事用架台等の取扱い

完成検査時には、試運転等に備え工事用架台等を残置する必要がある場合があることを踏まえ、これに関しては以下の取扱いとする。(H9.3.26 消防危第35号通知)

(1) 保有空地内の工事用事務所及び工事用資機材

保有空地内に設けた工事用事務所及び保有空地内に置かれた工事用資機材については、完成検査時には撤去すること。

(2) 完成検査後の試運転用工事架台等

完成検査後の試運転時のメンテナンス及び監視等の確認上必要となる工事用架台等は、完成検査時において設置されていてもやむを得ないものであるが、完成検査時に撤去予定を示すこと。

8 完成検査指針

この指針は、製造所等の設置又は変更の許可申請に係る完成検査事務の効率化のため、完成検査による審査の際に留意すべき項目及び内容を抽出したものである。(H1.8.31 消防危第81号通知)

(1) 保安距離

ア 住居等保安対象物件からの距離を事業所配置図又は周囲状況図により確認する。

イ 塀等の代替措置による場合その幅、高さ、材料、耐風強度等の防火上の有効性を配置図、構造図により確認する。

(2) 保有空地

- ア 保有すべき空地の幅を周囲状況図により確認する。
- イ 隔壁を設けた場合その範囲、材料、防火性能等の防火上の有効性を建築物構造図により確認する。

(3) 標識、掲示板

大きさ、色、取扱危険物の性状等に応じた表示内容、設置位置を配置図等により確認する。

(4) 建築物等

- ア 地階の有無を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。
- イ 主要構造部の構造、材料等を建築物構造図、構造設備明細書により確認する。
- ウ 延焼のおそれのある部分の範囲並びに当該部分の外壁の構造及び出入口以外の開口部の有無を周囲状況図、配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。
- エ 窓及び出入口の構造並びに延焼のおそれのある部分に設ける出入口の状況を周囲状況図、配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。
- オ 床の構造及び傾斜並びに建築物の規模に応じたためますの設置数、機能の有効性等を配置図、建築物構造図、構造設備明細書により確認する。
- カ 採光、照明及び換気設備の設置状況を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。
- キ 可燃性蒸気又は可燃性微粉の発生状況に対応した排出設備の構造及び排出機能を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。
- ク 屋外の液状危険物取扱設備の周囲に設ける囲い等流出防止措置の状況並びに地盤面の構造、傾斜、液状の危険物の取扱範囲及び量に応じたためます等の設備数、機能の有効性を配置図、設備構造図、構造設備明細書により確認する。

(5) 危険物設備機器

- ア 機器リストとフロー図により、危険物機器の該当性を確認する。
- イ 塔類、タンク類、熱交換器類、ポンプ類、加熱炉等の設備機器の取扱い危険物、圧力、温度等使用条件に応じた構造、材料、板厚、容量、強度等並びに漏れ、あふれ又は飛散を防止するための附帯設備、高所に設置された危険物施設機器に対する飛散防止措置を配置図、設備機器構造図、構造設備明細書により確認する。
- ウ 圧力の変化の生ずる設備に設けるべき圧力計及び安全装置の設置、安全装置の排出能力、安全弁の吹き出し位置等並びに温度の変化を生ずる設備に設けるべき温度測定装置の設置及びその適正な取付け位置をフロー図、機器リスト、配置図、及び設備機器構造図により確認する。
- エ 直火を用いる設備の有無及び安全措置をフロー図、配置図、設備機器構造図により確認する。
- オ 附属屋外タンクの本体構造、耐震耐風圧強度、放爆構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造等及び防油堤の構造、強度、容量並びに防油堤配管貫通部の保護措置等を配置図、タンク構造図、防油堤構造図等及び構造設備明細書等により確認する。
- カ 附属屋内タンクの本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、弁の材質、水抜管、配管の構造を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。
- キ 附属地下タンクの埋設方法、本体構造、防食措置、通気管等、液面計、注入口、配管の構造等を配置図、タンク構造図等、構造設備明細書により確認する。

(6) 電気設備等

- ア 危険物の種類及びこれを取り扱う場所の状況に応じた電気配線、電気機械器具等の防爆性能等を配置図、設備概要図、構造設備明細書により確認する。
- イ 静電気が発生するおそれのある設備に設ける静電気除去装置の有効性を配置図、設備構造図、

構造設備、明細書により確認する。

(7) 避雷設備

避雷設備の有効防護範囲及び施工方法を配置図、設備概要図、構造設備明細書により確認する。

(8) 危険物配管

ア 配管の敷設位置、敷設方法、材料、構造等及び支持物の構造、耐火性等を配置図、フロー図、配管構造図、構造設備明細書により確認する。

イ 地下埋設配管の接合方法、防食措置を配管構造図により確認する。

(9) 消火設備

ア 必要となる消火設備の種類を構造設備明細書等により確認する。

イ 消火設備の適正配置及び薬剤の適応性を配置図、設備概要図により確認する。

ウ 第1種～第3種消火設備の設計仕様、有効水源、動力源及び予備動力源の能力、有効発泡等に至る推定所要時間等を設計書により確認する。

エ 第1種～第3種消火設備については、原則として現場にて放射試験を実施し、圧力、放水量、泡消火薬剤の性状等を確認する。ただし、消火薬剤等の放射試験を行うことが著しく困難な場合は、事前相談により、水による放射試験及び一部の性能試験とすることができる。

検査の方法については概ね次のとおりとする。(H9.3.26 消防危第35号通知)

(ア) 設置及び大規模な変更工事

新規の設置工事又は大規模な変更工事においては、原則として消火薬剤の放出試験を行うこと。

(イ) 中規模な変更工事

中規模な変更工事((ア)及び(ウ)以外)においては、原則として(ウ)に掲げる事項及び通水等の試験を行うこととし、消火薬剤の放出試験を省略することができる。

(ウ) 小規模な変更工事

放出口、附属設備、配管等の取替え又は配管の小規模なルート変更等の変更工事においては、外観、仕様等について確認することとし、消火薬剤の放出試験及び通水等の試験を省略することができる。

オ 製造者の検査成績証明書、設置者の検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用する。

(H9.3.26 消防危第35号通知)

カ 消防用設備等試験結果報告書に該当項目のないものの取扱い (H9.3.26 消防危第35号通知)

泡消火設備の泡チャンバー、泡モニター等で消防用設備等試験結果報告書の欄に明記されていない泡放出口の機器については、当該報告書中の「ア 外観試験の泡放出口の機器の泡ヘッドの欄」、「ウ 総合試験の泡放射試験（低発泡のものによる）の固定式の欄」、「備考の欄」等を用いて記載する。

(10) 警報設備

ア 警報設備の適正配置及び設計仕様等を配置図、設備概要図、構造設備明細書、設計書により確認する。

イ 検査にあたっては、検査記録写真、消防用設備等試験結果報告書等を活用するものとする。

(H9.3.26 消防危第35号通知)

(11) 緊急時対策

停電による動力源の遮断、異常昇温又は昇圧、流量の急激な変化等制御が不能となる異常状態が発生した場合に、装置等を安全に停止し、事故等を防止する設備等が設けられている場合にあって

は、その設備等を配置図、フロー図、設備概要図により確認する。

(12) その他

完成検査提出書類（完成検査前検査関係、中間検査関係、接地・電気防食関係、タンク関係、移送取扱所関係、消防用設備関係、その他）について、その適正を確認する。

9 自主検査結果を活用して完成検査等を行うことができる事業所の認定制度等

自主検査結果を活用して完成検査及び完成検査前検査を行うことができる事業所の認定制度並びに認定後の完成検査及び完成検査前検査の手続き等については「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（H11.3.17 消防危第22号通知、H13.3.30 消防危第44号通知、H20.1.28 消防危第16号通知）によるほか、下記のとおりとする。

- (1) 対象となる事業所は石油コンビナート等特別防災区域内の事業所であること。
- (2) 認定申請の意向のある事業所においては、KHK の事前審査を受けること。（H11.3.17 消防危第22号通知、H13.3.30 消防危第44号通知）